

<休眠預金等の定義>

1. 休眠預金とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日のうち最も遅い日です。

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

(1) 法定の異動事由

引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法第2条第4項第1号に規定する事由

(2) 休眠預金等活用法第2条第4項第2号にもとづき、当金庫が行政庁から認可を受けた以下の事由

当金庫が認可を受けている異動事由

預金等の種類	通帳						証書			残高照会等		ご契約内容の変更など				お客様情報の変更		情報の受領 注4	総合口座に含まれる他の預金等の異動 注5	
	発行 窓口	再発行 窓口	記帳		繰越		発行 注3	再発行 注3	記帳 注3	高 当 照 会 A T M で の 残	引 当 金 庫 A T M で の 取	窓口		ATM 変 更 手 続 等	媒体 変 更 通 帳 ↓ ↑ 証 書	移 管	顧 客 番 号 変 更			
			窓口 注1	ATM	窓口	ATM						C D 発 行	C D 再 発 行							
当座預金	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	
普通預金	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	総合口座定期預金の異動
貯蓄預金	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-
納税準備預金	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-
通知預金	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-
期日指定定期預金	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-
自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-
自由金利型定期預金 (大口定期預金)	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-
変動金利型定期預金	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-
自動継続期日指定定期預金	○	○	○	-	○	○注2	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	総合口座普通預金の異動
自動継続自由金利型定期預金 (M型) (スーパー定期)	○	○	○	-	○	○注2	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	総合口座普通預金の異動
自動継続自由金利型定期預金 (大口定期預金)	○	○	○	-	○	○注2	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	総合口座普通預金の異動
自動継続変動金利型定期預金	○	○	○	-	○	○注2	○	○	○	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	総合口座普通預金の異動
定期積金 (スーパー積金)	○	○	○	○	○	-	○	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	○	-
ひがしんインターネット定期預金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-
後見制度支援預金 注6	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	○	○	-

○ お客様の申出によりお取引を実施することで、異動となる取引
- お取引はございません

注1：記帳する取引がない場合、当座預金、定期性預金は異動として取り扱っておりません

注2：総合口座普通預金取引において通帳繰越発生時のみ定期性預金の記帳を行います

注3：記帳する取引がない場合、異動として取り扱っておりません

注4：お客様からの休眠預金等に関するお問い合わせに対して次に掲げる事項の全部又は一部をご回答した場合に限りです。

・当金庫名称及び店舗の名称 ・預金等の種別 ・口座番号その他預金等の特定に必要な事項 ・預金等の名義人の氏名または名称 ・預金等の元本の額

注5：総合口座において一方の預金（普通預金又は定期預金）に異動があった場合、他方の預金（定期預金又は普通預金）にも異動が発生したものとします

注6：平成30年6月1日より取扱開始いたしました。